

下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン
策定検討委員会 第 3 回 議事概要

日 時：令和 6 年 10 月 29 日（水）14:30～17:00

場 所：TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール 1B

【議事概要】

事務局から配布した資料について、各資料の説明が行われた後、各資料及びガイドライン策定全体について委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○資料 1 第 2.0 版の構成・目次（案）について

- ・ 実施編目次 4.7「スペックイン、ベンダーロックイン」について、これらは同じ章で扱うものか。言葉は似ていても内容は異なるものであるため、確認してほしい。
- ・ 今回の検討会資料で実施編を扱う予定はないが、いつ頃資料の中身を扱う予定となっているか確認したい。

○資料 2 第 3 回策定検討委員会審議事項 8 プロフィットシェアの提案を促進するための考え方

- ・ P4 の先行事例について、発動要件が分かりにくいいため、補足・追記等をした方がよいのではないか。
- ・ P5 の受託者からの提案について、民間事業者からの提案はあまり起こりえないのではないかと考える。民間事業者が儲けた場合に、会計検査に対応できるかどうか不安である。また、P4 の守谷市の事例では、発動事例はないと理解している。他業界でもよいので、先行事例となるものがあれば記載してほしい。
- ・ P3,4 について、プロフィットシェアを推進するための業務を設定することが可能かどうか検討いただきたい。
- ・ 既に民間事業者は工夫を凝らして入札しているため、その上さらに新たな提案を行うよう求めるのは難しいのではないか。
- ・ 管路において仕様発注が多くなる場合、プロフィットシェアの位置づけが想定しにくいと思われる。容易にイメージできる事例を記載できないか検討いただきたい。
- ・ P3「プロフィットシェアの趣旨」において使われている「収入」、「付加価値」という言葉があるが、これらの定義は幅広いため、改めて確認いただきたい。右図黄色箇所が「付加価値」を意味するのであれば、キーメッセージが誤解を招くため、修正いただきたい。
- ・ P5「契約時に約束された事項」と記載があるが、「約束された」がどの程度のもの

か不明瞭である。テクニカルな議論に陥り、重視するポイントを示しておくことが重要であり、明確化が必要ではないか。

- P5「シェアの分配」について、契約書・要求水準書の変更は管理者の任意としているが、シェアを分配するのであれば契約書の変更、要求水準書の変更が多くなるため、管理者の任意ではなくなるのではないか。
- P6 交付金等が充てられる事業のプロフィットシェアについて、発注者側が安心してプロフィットシェアを実施できる記載があるとよい。
- 4 条予算を増やす場合のプロフィットシェアについて、交付金等に対する取り扱いも必要ではないか。
- 交付金等を活用して採用した新技術によって費用が縮減した場合、交付金等の返還対象になるのではないか。3 条分で調整するという説明の記載や官民の比率に応じたパターン分け等について記載いただきたい。

○資料 2 第 3 回策定検討委員会審議事項 9 十分な履行確認（モニタリング）の考え方

- 公社の取り扱いの観点で、プロフィットシェアの在り方を検討いただきたい。P11 左図について、紛争の調整以外に第三者がプロジェクト全体を評価する役割を担ってもよいと考える。
- P11「客観的・中立的なモニタリング」について、機関・組織の顔ぶれが公共団体側だけで選定するのは望ましくなく、官民の双方から選ぶことが望ましいのではないか。選定のルールを決めておけば、紛争発生後でも対応可能である。必ずしも名簿で決めておく必要はないと考える。
- P13 について、要求水準を満たすことが重要なのではないか。この記載では、計画通りに行われているかどうかだけをモニタリングするように見えるため、記載を検討いただきたい。
- P9 について、処理場関係のモニタリングは記載されているが、管路に対するモニタリングが記載されておらず、どのように実施すればよいかわからない不安である。管路の性能発注が進んでいない中で、モニタリングだけが先走ってしまうことは望ましくないと考える。
- P12 について、モニタリング基本計画書の案を出すことが重要であると考え。自治体は何を求めるのかという点で記載すべきであると考えており、内容の拡充が望ましいと考える。
- 要求水準を満たしているかどうかだけでなく、下水道事業での目的を前提に、その目的を達成するための事業のやり方をしているかどうかをモニタリングする必要があるのではないか。
- 10 年の事業期間があるため、期初の契約ややり方が本当に良いのかどうか、途中で見直すことができるようにしておくことも重要である。
- P14 について、全体的な SPC の経営状態などは全く考慮の必要がないように見受

けられる書きぶりである。技術面に偏らない書きぶりにしていただきたい。

- 必要十分な履行確認と記載があるが、小規模自治体にとってはこの表現は重荷になるため、表現を軽くすることを検討いただきたい。
- コンセプション GL では第三者でなく外部機関と記載されている。外部機関に言葉を統一いただいた方が良いのではないかな。

○資料 2 第 3 回策定検討委員会審議事項 10 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画、技術継承の考え方

- ガイドライン上では、各自治体の事例まで記載する想定をしているか。P17にあるように、全体を見ることができると地元企業が育ってほしい一方で、P18 の事例では管工事組合が 1 つしかない場合（競争性が無い場合）が取り上げられているため、注意して記載をお願いしたい。
- P25「技術継承に取り組む事例」については、ウォーターPPP に限定しない取り組みではないか。レベル 3.5 とか合わない内容になっていないか検討いただきたい。
- 地元企業に入札参加条件を設定する場合、支店が市内にあれば地元企業というのか等、地元企業の定義や要件等の判断が難しいため、可能であれば記載を検討いただきたい。
- 国の出すガイドラインとして事例を入れる際、国交省として確信がない事例の掲載は控えていただきたい。
- 評価時に加点要素がある場合、地元企業が受託者に入れず、目先 10 年間仕事を受託できない可能性がある。そのため、受託者は CM に専念することが望ましいのではないかな。
- P22,23 について、「客観的な情報の整理」とは何か、内容を拡充いただきたい。

○資料 2 第 3 回策定検討委員会審議事項 11 民間事業者等が持続的に参加しやすい環境づくり

- P29 について、事業実施中の物価上昇時に、インフレスライドの対応を行うには、契約当初時（協定時等）に基本となる設計書が必要となる。従来方式の場合は、官側に詳細な設計書があるため、これらをベースにインフレスライドの対応を行えるが、官民連携の場合は、スパンごとの官ベースの詳細設計書がないため、受託者側で基本となる設計書を作成してもらう必要がある。こういった作業は、実際に経験がないと分からないと思うので、参考例として標記いただけるとありがたい。
- P30「統括管理」については積算基準が無いため、例示をいただけるとよい。
- P30 について、契約書と要求水準書で統括的責任者の記載を検討いただきたい。
- 再委託先として地元企業が入る場合、どのように清算するのか記載することが重要ではないかな。

- P29「標準歩掛」について、価格の変動が激しい場合、公告後に見積対応する事例もあると考える。性能発注においては、価格の見直しに慣れていない自治体もあり、方向性を示しておく必要があるのではないか。
- 統括管理の資格・実績について、資格要件等は別途記載されるということでよい。

○資料 2 第 3 回策定検討委員会審議事項 12 建設業法等との関係

- PFI 事業でない場合、建設業法上は許可が必要になると理解している。委託の場合、SPC に建設業許可を求めるという理解でよい。

○資料 3 第 2 回策定検討委員会審議事項 1 段階的な分野横断型・広域型の案件形成イメージ

- P3 について、第 4 回検討会で実施編の中身が示されると考えるが、市町村と連携する際の留意点を実施編で解説をお願いしたい。

○資料 3 第 2 回策定検討委員会 審議事項 6 レベル 3.5 の受託者

- P27 における公社の扱いについて、公社がプレイヤーとなることは難しいと考えているが、下水道公社の活用について記載の拡充をお願いしたい。

○参考資料 4 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（案）【資料編】

- 1.第 84 条について、第 2 期の準備については、発注者が次の事業を準備するための内容を記載する必要があるのでは無いか。事業終了の 3 年前程度には準備をする記載が必要であるとする。
- 2 期目に移行する際に事業者が変わる場合、データ化された引き継ぎが無ければ確実にサービスが低下するため、データ化での情報共有は重要であるとする。受託者（企業）が代わった場合、フランスの事例では先の受託者が転職するなどして同様の者が従事することができるが、日本ではこうした引き継ぎができないため、発注者として何か支援できるものがあれば望ましい。
- 日本の労働法の中では、人材の移動ができないが、空港の事例では事業終了前に担当者に「現業をつづけたいかどうか」ヒアリングして、希望があれば転籍が可能になるよう努力するといった対策がされたことがある。また、廃棄物における過去の事例では、知的財産権の保護等の理由で情報開示しないことは契約上原則として禁止されている。こうした手続き・準備については、近年さまざまな手当ての事例があるため、他事例含め検討いただきたい。

以 上